

「地方消費者行政推進本部」の設置について

平成22年2月9日
消費者庁

消費者庁は、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」(案)として、当面3年間(平成21～23年度)を中心に、主なテーマごとに、

- ① 地方自治体に大いに期待し、関係者・関係団体などの協力・連携を広く呼びかけることが適切と考えられる取組み
- ② 消費者庁が(独)国民生活センターとの連携・協力も含めて取り組むことが不可欠と考えられる取組み

をとりまとめて、広くご意見を伺いました。

これに対して、地方自治体、消費者団体をはじめとする関係者の皆様から、さまざまなご意見をいただきました。

これらのご意見も踏まえ、この度、消費者庁としては、「プラン」を確定するとともに、「プラン」に取りまとめた消費者庁としての取組みを具体化し、消費者庁としての地方消費者行政の充実・強化の取組みを進めていくこととします。

そのために、この度、庁内に福島大臣をトップとする「地方消費者行政推進本部」を設置することとします(別紙)。

なお、消費者庁としての取組みについては、相談体制の充実や基金の活用など、さらに専門的・技術的な検討も不可欠となる課題もあります。このような課題については、ワーキング・グループを設けるなど、集中的・精力的に検討を進め、この夏頃を目途に一定の結論を得ることとします。

(本件問合せ先)

消費者情報課地方協力室
課長補佐 赤井
03-3507-9174

1. 名称 「地方消費者行政推進本部」

2. 構成員

本部長	福島大臣
本部長代理	大島副大臣、泉大臣政務官
副本部長	内田長官
本部員	田中次長、羽藤審議官、原審議官、池本参与、品川参与 (独) 国民生活センター古畑理事、柴崎理事、井守理事
事務局	地方協力室

3. 業務

- ・ 地方公共団体における「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」を推進するための取組みの支援
- ・ 「プラン」に盛り込まれた消費者庁及び(独)国民生活センターとしての取組みの具体化
- ・ その他地方消費者行政の充実・強化に関する政策のあり方

4. ワーキング・グループの設置

「プラン」に盛り込まれた課題のうち、専門的・技術的な検討が不可欠となるものについて、精力的・集中的に取り組むために、次の2つのワーキング・グループ（WG）を設けることとする。

- ・ 地方消費者行政活性化基金の運用に関するWG（「基金WG」）
～ 地方自治体、消費者団体をはじめとする関係者からご意見やご指摘をいただいている「基金」に関する要望事項などの検討
- ・ 相談体制の法制度上の位置づけのあり方及び相談員の雇用形態・勤務体系についての制度のあり方についてのWG（「制度WG」）
～ 相談体制の充実や相談員の処遇の改善を図るために、地方自治体の首長のリーダーシップで何ができて、法制度の制約や限界で何ができないかなどの整理と具体策に向けた検討

なお、WGの構成員は、消費者庁職員によるものとし、オブザーバーとして関係府省庁、(独)国民生活センター、有識者など庁外からの参画も得ることとする。

また、WGはこの夏頃を目途に一定の結論を得ることとする。